



経済産業省

原子力安全・保安院

## ホテル・旅館のオーナーの皆様へ ～緊急調査実施のお願い～

本年6月2日に山口県美祢(みね)市のホテルにおいて、22名が病院に搬送(うち1名が死亡)される一酸化炭素中毒事故が発生しました。



この事故を受けて、経済産業省原子力安全・保安院で現地調査を実施したところ、

- ボイラーから高濃度の一酸化炭素(※)が排出されていたこと
- 当該ボイラーの排気筒(煙突)の上部に蓋が取り付けられ排気ができない状況であったこと

が確認されました。

※一酸化炭素は無色・無臭の気体であり、吸い込んでしまうと頭痛・めまい、更には死亡に至ることもあります。



このような事故の再発防止のために、関係者の協力の下、ホテル・旅館のオーナーの皆様へ、簡易ボイラー等(※)、排気設備などについて、自主的な緊急調査の実施をお願いすることといたしました。

→ 裏面の「緊急調査項目」を確認してください。

※ 労働安全衛生法における「簡易ボイラー」(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第13条第3項第25号に掲げるもの)並びに「無圧式温水発生機」(今回の事故時にホテルで稼働していたもの)及び「真空式温水発生機」を指し、ガスだき、油だきがあります。



事故を未然に防止するためには、日頃から適切な設備の管理が重要です！！

本緊急調査項目については、別途、保健所から正式な調査要請がまいりますので、LPガス事業者、ガス事業者、ボイラーメーカーに提出して頂く必要はありません。

## 緊急調査項目

1. 燃焼器(「簡易ボイラー等」のことをいいます。以下同じ。)の燃料  
□ LPガス □ 都市ガス □ その他石油系燃料
2. 燃焼器の給排気部
  - ・燃焼器の給気部分に異常はないか 目詰まり等はないか  
□ 異常なし □ 異常あり
  - ・給気ファン、排気ファンに異常はないか  
□ 異常なし □ 異常あり
3. 煙突・排気筒
  - ・煙突と燃焼器の接続は、隙間の無いように確実に行われているか  
□ 異常なし □ 異常あり
  - ・煙突の先端部には蓋や障害物等はないか  
□ 異常なし □ 異常あり
  - ・煙突からの排気が居室内に流れ込んでいないか  
□ 異常なし □ 異常あり
4. 厨房やボイラー室の換気状況
  - ・窓、開口部等により換気(給気及び排気)が可能な構造になっているか  
□ 異常なし □ 異常あり
  - ・換気設備に目詰まり等はないか  
□ 異常なし □ 異常あり

異常があった場合には使用を中止し、速やかにボイラーメーカー、ガスの販売店等に連絡してください。

※本調査の実施にかかるお問い合わせについては、原子力安全・保安院液化石油ガス保安課(03-3501-1672)又はガス安全課(03-3501-4032)までお願いします。